

瀬戸市訓令第 2 号

本 庁
公 所

瀬戸市自動車等管理規程（令和 4 年瀬戸市訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義及び自動車等の区分) 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 運転者 運転免許証（<u>道路交通法（昭和 35 年法律第 1 0 5 号）第 9 5 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードを含む。</u>）を所持する者で自動車等の運転に従事するものをいう。 (2)及び(3) <省略> 2 <省略>	(定義及び自動車等の区分) 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 運転者 運転免許証を所持する者で自動車等の運転に従事するものをいう。 (2)及び(3) <省略> 2 <省略>

附 則

この訓令は、訓令を発した日から施行する。